

議長（山本 陽一郎君） 次に8番、藤田興一議員。

8番（藤田 興一君） おはようございます。2番手の藤田でございます。私からは、大きく分けて2点の事項に対して質問をさせていただきます。まず1つ目でございます。

去る平成16年7月の梅雨前線、豪雨、皆様方、ご記憶にあると思います。この豪雨等が全国的に発生した大規模な災害で多くの、特に高齢者等が犠牲になったという観点から、総務省の国の消防庁は、平成16年10月に集中豪雨等における情報伝達及び高齢者の避難支援に関する検討会を関係府省庁や有識者により開催しまして、平成17年3月に災害時要援護者の避難支援ガイドラインを策定しました。さらにその翌年の平成18年には、災害時要援護者の避難対策に関する検討会が開催され、その場で災害時要援護者の避難支援ガイドラインなるものが改定されたわけでございます。

このガイドラインの促進については、平成19年12月18日付で内閣府総務省の消防庁、厚生労働省、国土交通省の4省庁の省庁連名によりまして、地方公共団体へ通達・通知されたことは、執行部の方におかれましては周知のとおりだと思います。

そういう通知の中におきまして、全国の各市町村におきましては、平成21年度までをめぐり、災害時要援護者対策の取り組み方針を明らかにした避難支援プランの全体計画の策定を実施するよう、通達がなされた次第でございます。

しかし、昨年12月の調査では、全国の全体計画の策定済市町村は半数にも満たない40.2%とあります。すなわち国から通知されました平成21年度をめぐりしたものが半数にも満たないという対応でございます。

そういう状況の中におきまして、東員町におきまして平成22年3月に、平成21年度修正版の「東員町地域防災計画書」が冊子として発行されました。これがその冊子でございます。これも議員全員がもらいました。

この計画書の中にも、こういう一行が書かれております。この防災計画には地震と浸水の両方の面で書いております。その両災害にしましても、こういう内容で書かれております。災害時要援護者に対する普及計画なるものが書かれております。しかしこの内容を見ますと、数行にわたる内容しか書いておりません。先にも述べましたような、国からの通達からは、かなりかけ離れた対応だというふうに思っています。

ただ、国からの通達の前に、これが作成されたということがありますから、それはいた仕方ないといいたしましても、この内容からいきますと、避難支援プランの全体計画とは非常にかけ離れた内容だと痛感しますが、災害時要援護者の避難対策策定に対する東員町の現在の取り組みと、その進捗状況についてのご報告をお願いします。

とともに、多少この内容とは異なりますが、先に発行されました赤い冊子の東員町地域防災計画、この内容についても、当初は青い冊子で我々には配付されました。これから赤い冊子に移ったわけですが、この赤い冊子から判断しますと、平成21年度修正と書いてあるわけです。その修正の主な内容は、この中に折り込みで入っております。ただ、丸写しというような感じがしないでもないということで、地域防災計画についても、どのような対処を図っていただいたか、この2点について、関係部署の答弁をお願いいたします。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） 藤田議員の災害時要援護者避難対策の策定についてのご質問にお答えを申し上げます。

災害時要援護者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害からみずからを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動を取るときに支援を要する人々をいたしておりまして、高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児などが挙げられております。

本町では現在、内閣府、総務省、厚生労働省監修の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づきまして、東員町災害時要援護者避難支援プラン全体計画の原案を作成したところでございます。

また、災害時要援護者の対象の方々への意識確認や台帳の作成方法について、庁内の関係各課と、現在内容の協議、検討を行っているところでございます。

災害時要援護者の対象の方々への支援につきましては、自治会、自主防災組織や民生委員の皆様など、地域のご協力が不可欠でありますので、個々の援護者に対する支援内容について、さらに協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に地域防災計画でございますが、国、県の指針等の変更が行われ、今回、三重県地域防災計画に準じまして改正を行ったところでございます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 岩田生活福祉部長。

生活福祉部長（岩田 利弘君） 藤田議員の災害時要援護者避難対策の策定についてのご質問にお答え申し上げます。

災害時要援護者は、一般的に高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児等が挙げられますが、その方々すべてを対象にすることは非常に困難であり、その中でも実際に援護が必要な方を限定することが必要であると考えております。

高齢者の方ではひとり暮らし、または高齢者のみの世帯、障がい者では障がいの程度を考慮し、限定する必要がありますし、介護保険の要介護者では、重度の介護を要する状態の方など、それぞれのケースにより定める必要がありますので、対象とする範囲について、関係各課と協議検討いたしております。

また、災害時要援護者の避難支援につきましては、地域の自主防災組織や地域住民の皆様にご協力をいただくことが不可欠であり、個々の援護者に対する個別計画を進める上で十分協議をさせていただき、災害時の一連の行動を支援する体制整備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 先ほどの総務部長の答弁の中に、原案を策定したと、まだ我々には公表できないかと思いますが、疑って申しわけないですけど、本当に原案はできましたか。答弁をお願いします。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） ご質問をいただく前でございますが、5月中ごろに避難支援プラン全体計画というものを作成いたしまして、これに基づきまして、5月20日過ぎの週でございましたか、関係部署が寄りまして、この原案について協議をいたしたところでございます。

ご報告をさせていただきます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 実はまだ取り組んでいないという想定のもとで、私、一般質問をしたもので、計画中だったら質問はできないなと思ったんだけど、原案ができたということで、種々の内容は把握されているということで、質問がしやすくなったということで、都合がいいということで、私も災害時要援護者の避難対策等について、多少は知識を持っているつもりでございます。その中において、今、両部長の説明があった中において、やはり行政単独ではできないということが必須だと思います。ということは避難支援対策に関しては、やはり地域との連携がないと、これはなかなか実施できないだろうということを私も痛感しております。

地域との連絡がこれからの課題であろうかと思いますが、先ほど総務部長がおっしゃられました国のガイドラインとはどういうものかということで、私もインターネットから引っ張り出してきました。

その中の重要項目といいますか、少し時間をいただきまして、読ませてもらいますが、要援護者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とすると。そして避難準備を発令するとともに、要援護者に関する情報を平常時から収集し、一人一人の要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、避難支援プランと称してこれを策定しておくというふうに、実際は20行ぐらいに書いてあるんですけど、そんな中から列記して書いたものです。

その中に先ほど言いましたように、自助・地域の共助を基本とするということがあるわけですね。これが先ほどの両部長の答弁の中にもありましたように、これからの大きな課題だと思います。

単に自主防災とか簡単におっしゃられましたが、東員町の23自治会における自主防災の進捗はかなり進んでいるとは思いますが、先ほど高齢者の限定づけは非常に難しいとおっしゃられましたけども、ガイドラインにある要援護者というのは高齢者を対象にしております。今原案があるならば、この高齢者はどういう範囲ですか。先ほどおっしゃられました妊婦とかいろいろありましたけど、それぞれの地域によっては、何も高齢者はガイドラインに沿う必要はない。根本となるのは高齢者をどの範囲で決めるのか。高齢者の中身、どういう人を対象にしているのか。その内容をお知らせ願いたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

まず第一次的に要援護者の区分といたしましては、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、65歳以上のみの世帯の高齢者を規定いたしまして避難支援プランを作成するものとして、第2次的に75歳以上のひとり暮らしの高齢者、75歳以上のみの世帯の高齢者、これはあくまでも原案でございます。先日皆様に協議をいただいておりますので、案としてご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 今ここに、先ほど言いました全国で40.2%の全体策定がされている中の3つの市町のデータを調べたんですが、まず1つは北海道の滝川市、石川県の野々市町、長崎の雲仙、この3つのデータ、これも最近策定をされたところでございますが、今、部長がおっしゃられた、これは原案であるから余り深くは追求できませんが、この3市町が共通して悩んでいるのはプライバシーの問題です。個人情報だと。ここでいつもぶつかっております。

東員町における個人情報条例というのはありますね。それも当然優先視しなければなりませんけれども、必ず壁に当たるのが個人情報により協力体制が薄い。私がなぜ要援護者の範囲をお聞きしたか。要するに65歳以上とか、独居老人とかいうふうになってきます。

今東員町におきましても、民生委員の方が独居老人、65歳以上の方々の調査をされております。その中で民生委員もよくおっしゃられるのは、非常に個人の家へ入りにくい面がある。災害のときには、すべてを優先的に動く必要のある対象者となるにもかかわらず非常に難しいということがありますが、原案の中におきまして、調査をやっている民生委員の方々の行動と個人のプライバシーに関して、今後どういうふうに取り組んでいかれるかというものを、お考えがあればお示し願いたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

今、議員ご指摘の点につきましては、避難支援プランを作成するに当たりまして非常に重要な事項でございまして、以前、私も福祉を担当しております時に、障がい者の支援プランの作成に着手をしようとした時に、いろんな方法があるということで、他の市町から学んだところでございます。

今回におきましても、東員町の個人情報保護条例に基づいてプランを作成するわけですが、一つの方法は手挙げ方式、ご本人に希望していただいて、それをもとに作成する方法、もう一つは同意方式、私どもがっておりますリストからご本人の同意をいただく。2つの方法を現在担当部署で集まった中で協議をいたしておるところでございまして、両方の方法をとることもいい方法かとは思っておりますが、いろいろ協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） まだ計画中ですから、余り深くは質問できないと思いますし、それなりの答弁もなかなかしにくい面があります。

私が考えるには、今度の赤い冊子が平成21年度修正となっております。お聞きしたいのですが、先ほど私がる説明した中において、国からの通達が、平成21年度じゅうにやりなさいということでされておりますね。平成21年度修正というのは、通達後に修正されたのですか、それとも前にされたのですか。ということは、部長この赤い冊子を持っておられますね。ページ数でいきますと12ページと169ページに、先ほど言いましたように、災害時要援護者に対する普及計画というものが書いてあるわけですね。これをここに書かれた時には、通達前にこれを書かれたのか、後なのかということでございます。意味わかりますか。これを修正されたわけでしょう。平成21年のいつかわかりませんが、ただ国からは平成21年度じゅうに全面計画の支援プラン策定をつくりなさいという通達が来ているのにもかかわらず、この中にはない。そしてまだ計画中であるということでは非常に後手ではないかということをお問うているわけです。そういう意味に関してのちぐはぐさ、これを答弁願いたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

今、議員ご指摘いただきましたとおり、平成21年度、私ども地域防災計画を見直しておる最中でございまして、その間に通達がまいったのは事実でございます。

しかしながら弁解になるわけですが、要支援プランにつきましては、なかなか地域防災計画の中で、きちっと定めてしまうことは非常に難しいことかと考えておりました、つくらせていただいても別冊になるかと思っております。しかしながら、国のほうからは支援プランについては指示がございましたので、地域防災計画ではその程度の表現とさせていただいたところでございます。

よろしくご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） しつこいようですが、実はこの冊子をいただいたのは、町長から我々議員に、平成22年4月21日付で、こういう物を配ったということがあるわけですね。ここに日にちのズレがあるわけです。

先ほど言いましたように、何を修正したかというものが、町長からの通達の中には、主な修正内容ということに関して3点ほどあるわけです。諸法改正に伴う修正、町内組織改編に伴う修正、三重県地域防災計画との整合に伴う修正。ここで1番目の諸法改正に伴う修正がこれに当てはまるのではないかと。全面計画の支援プラン策定をなささいというにもかかわらず、今言った指定したページ数の中に書かれているものは、ほんの邪道にしか過ぎないことしか書いてないということに関して、私は指摘をしているわけでございます。

ということは、平成21年度じゅうに策定するという通達があったにもかかわらず、しないということは、行政としては怠慢ではないかというようなことを指摘しているわけです。そういう意味において、なぜできなかったか、なぜしなかったか。

ほかの市町を見ます。例えば合併があったとかいうこともあります。そういうことで流れたということもありますが、東員町の分に関しては、何ら外部的な要素というのは入ってこない。あくまでも単独でいっておりますから、東員町自体の考えで計画されてしかるべきではなかったかというふうに思いますので、その辺のちぐはぐさといいますか、計画のおくれに対してどういうふうにお考えかを、さらに答弁願いたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

まず、地域防災計画の見直しでございますが、今回、平成21年度に見直させていただきました中身の中で、国の法改正に伴うものとしたしまして、災害救助法の改正、被災者生活再建支援制度の制定、消防組織法の改正、水防法の改正等々がございました。

また、県におきましても県組織の改正、災害ボランティア活動支援に関する協定の締結等々ございまして、それらを含めて改正をさせていただきました。

しかしながら議員ご指摘のとおり、支援プランにつきましては後手を踏んでおりまして、本年度やっと着手をしたわけございまして、その辺については深くおわびを申し上げます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） やはりこういう策定は、何を目的にしてやるかと言いますと、皆さん十分ご存じなように、東南海・南海地震とか東海地震が、いつ起きてもいた仕方ないような状況のある中において、防災対策を立てようとしているわけですから、原案を策定中ということで一步進んだとは思いますが、さらなるスピードを早めていただいて、今年度じゅうには策定していただきたい。

いろいろな文献を見ますと、計画から策定まで1年から2年かかるというふうに書かれております。ということは、その間に地震があった場合にどうなるんだということになってきます。

ということは、先ほど言いましたように、地域との連携というのは、これはもう欠くに欠けないものだと思います。そういう調整も取りながらいくと、やはり1年、2年かかろうかと思えます。ということもかんがみて、早いスピードで対応していただきたいというふうに思っておりますが、その辺の目的、目標をいつごろに設定しておられるのか、案で結構でございますが、再答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

計画プラン自体は、時間的なものはさほどかからないだろうと考えておりますが、個々の支援プランにつきましては、先ほど議員ご指摘のとおり、プライバシーにかかわる点も多く、それぞれの要援護者の方にどうやってお知らせをして、なおかつその方がどういう支援を求められているのかということまで入ってまいりませんと、なかなか計画自体ができ上がったというわけにはまいらんと考えておりますので、今ここで私が1年後とか2年後とか、なかなか確定してお答えすることができませんので、その点ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） その趣旨もわからないことはありません。だけど平成22年度じゅうぐらいをめどにして、作成して実行に移していただきたい、こういうことを要望しておきます。

それから今の1つ目の中の2つ目でございますが、先ほど言いましたように、今までの追録式というんですか、例規集と一緒にような扱いをされておって、私も過去にこれを、議員だけではなくて、自治会長とか消防団関係にも配られたらどうですかということで、多分配られたかと思えますが、その後、追録式が廃止になって、今回の平成21年度修正版として、これが上がったわけでございます。

追録式から冊子に変えた理由は何なのかが、まず1点。

それと冊子を配付された関係部署、どういうところに配付されたのか。

それとこれだけ立派な冊子ができたわけですが、今後どういうふうを活用するか。ただ配って何ぼでは、これだけの分厚い物を見る人はいないと思います。その活用をどういうふうに指導していくか。活用方法を2点目としてお聞きします。

もう1つ、冊子の中に平成21年度修正版とありますが、ずっと末尾のほうにいきますと、いろんな条例とか協定書があるわけですが、せっかく平成21年度に修正されたにもかかわらず、例えば宮川村が宮川村のまま載っている。こういうものがあるにもかかわらず、なぜ修正しないのか。おかしいではないか。合併した市町がかなりあると思う。例えば大台町と宮川村が合併しましたから、大台町でいいはず。ところが宮川村村長だれだれ、大台町町長だれだれというふうに書いてあります。この辺のいきさつも、どうせこれだけの立派な冊子をつくるならば、なぜそういうことを修正しなかったか。この3点についてのご答弁を願いたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

まず加除式から冊子方式に変えたというご指摘でございますが、私どもいかに安価で作成をするかというのを、るる検討してまいりまして、他の市町の作成方法や県の作成方法をお尋ねいたしましたところ、冊子でつくった場合は安く上がるよということでご教示いただきまして、見積もりをさせていただきました結果、前回250部で約420万円ほどかかっておりましたところ、冊子で作成をいたしまして165万円ほどということで、随分安価に作成をすることができました。

これが加除式から冊子方式に変えた理由でございますが、ただ冊子方式に変えますと、法改正があった場合、加除ができませんので、その点につきましては別紙で皆さんにお知らせして、みずから修正をしていただくという方向で冊子に変えさせていただきました。これが一番大きな理由でございます。

それと地域防災計画の配付先でございますが、先ほどご指摘のとおり、東員町議会、自治会、三重県の桑名県民センター、いなべ警察署、桑名市消防署東員分署、それと陸上自衛隊の久居駐屯地と全職員でございます。

宮川村の件でご指摘をいただいているわけですが、これは計画書の資料編における三重県災害等廃棄物処理応援協定及び同協定に基づく覚書でございますが、大台ではなく宮川村と記述をされております。協定当時のまま掲載をさせていただいておりますが、県の協定書、覚書の修正がまだなされていないことから、原文をそのまま載せさせていただいておりますので、どうぞご理解賜りたいと思っております。

一番難しい問題でございますが、これをどう活用するのか。非常に重要な事項でございますが、私ども職員の防災訓練、また自主防災組織におかれましては自治会長に、この中に位置づけられておりますのでというのを、職員が出向きまして、いろいろ地域の防災計画の中でご活用いただくように、お願いをしているところでござ



ざいまして、職員にもまだまだ徹底していかなければならないと考えておりますが、せっかくなつくたものでございますので、大いに利用するよう努めていきますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 中身の修正に関しては宮川村と平成16年に協定という日付になってますので、多分それはそうではないかというふうには理解しました。

1つお聞きしたいのですが、配付先は議会とか自治会とか、るる述べられましたが、全体で何冊つくられたのですか、お答え願いたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） 250部作成をさせていただきました。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 1つ目の災害時要援護者に関しては、まだ原案という形で、先ほど言いましたように、最近の3つの市町の凡例を持ってきましたが、非常によい内容の市町村もございまして、そういう意味におきましては、そういうところもしっかりと勉強していただき、全体的な計画の支援プランが、1日も早く策定されることを祈って、次の質問に入らせていただきます。

2点目でございますが、北勢線東員駅を中心とした東員中央地区土地区画整理事業、もし間違っていたら後でご訂正をお願いしたいと思いますが、及び東員ハイブリットパークの工業団地造成工事が計画倒れや見直し等により進展性のない状況下にあるという観点から、4つの項目についての質問をさせていただきます。

まず1つ目、土地区画整理事業、まちづくり事業というふうに書かれてあると思いますが、これの今後の可能性はいかがなものかということをお伺いしたいと思います。

2つ目は、東員ハイブリットパークの最終修正工事の完了期日、それと企業誘致の可能性はいかがなものか。

3つ目に、東員ハイブリットパークの北側に隣接している町道巖嶋神社の東真正面になりますが、今既に20メートル、深いところでは30メートルもあろうかと思われる土砂の採取を終えて、現在、人が入らないように、ダンプ1台分ぐらいの碎石を入りにどんと置いて、ロープを張って進入禁止の表示をしております。だけど、のぞけば油汗が出るような恐怖感を感じる深さまでに掘っている。この状況を、施工業者として今後どのような復旧をしていくのか。その点についてをお伺いします。

4つ目に関しまして、今言いました土地区画整理事業とまちづくり計画は非常に後退しているという感が否めません。町長が訴えております人口増に対する期待感

が私は全く不可能だというふうに関心を感じ、とらえるわけでございます。そういう意味から今後、土地区画整理事業が計画倒れになった場合には、人口増の期待はますますできない。そういう意味における対策として、人口増への町長の施策を伺いたい。

以上の4点について、関係部署のご答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） 藤田議員からいただきました人口増の施策についてのお尋ねにお答えを申し上げます。

本格的な少子高齢化社会を迎えて、本町が持続的な発展を続けていく上で、人口増を図ることは重要な課題であり、あらゆる施策を講じながら、将来を見据えたまちづくりを進めております。

第4次総合計画では、平成22年度の人口を、おおむね3万人と想定いたしております。しかしながら、平成17年国勢調査結果では2万5,897人、本年4月の住民基本台帳でも2万5,892人と、計画とは4千人ほどの乖離が生じてございます。

人口問題は、我が国においても社会問題化しております。本町におきましても、世帯構造が以前とは大きく異なり、世帯数は増加の傾向にございますが、1世帯当たりの世帯員数が減少しており、人口増加を阻んでいる要因の一つでもあるかを感じているところでございます。

本年4月からは、新たに若者定住促進奨励金などの施策を行っております。また、子育て世帯に対する施策では子の出生に対しての祝金、小中学校入学祝金、中学校卒業までの児童に対する医療費助成、歯のフッ素塗布助成、児童個別歯科健診などの助成制度に加えて子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、学童保育などの事業展開をしております。

商業施設ではイオンショッピングセンターの誘致、住宅施策では市街化区域での開発がスムーズに行えるように、雨水排水路の計画的な施工を行ってまいります。

このような各種施策を継続的に行う中で、東員町からの人口流出を抑えながら町外からの転入増を図り、だれもがいつまでも健康で安心して暮らせるまちにするよう努力をいたしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 水谷建設部長。

建設部長（水谷 史郎君） 開発に関するご質問にお答え申し上げます。

まず初めに、北勢線中央駅付近の区画整理事業でございます。これは先ほどご質問がございましたように、東員中央地区で計画してございます。これまでに調査・検討を行ってまいりました。

本事業は町にとりましても総合計画に位置づけられ、人口増加施策といたしまして、事業化の方策をこれまでも模索してまいりましたが、景気の後退などで就業率

の低下や、住宅建築の減少で、現時点で新たに大規模な住宅開発の事業化は困難であると考えております。

将来、経済状況が好転し、好機が到来しました時点で、今後のまちづくりにおいて新たな生活拠点といたしまして、住宅整備や商業施設を求めていく必要がございますが、現在宅地として活用いただける市街化区域内の土地状況や民間アパートの入居状況を見ますと、新たな宅地造成は十分に見きわめる必要があると考えているところでございます。

次に、民間によります工場用地として、先ほどご質問にございましたように、現在穴太地区で約13.5ヘクタールを開発造成しております東員ハイブリッドパークでございますが、三重県から勧告がございました是正工事につきまして、この5月24日に、県、桑名市、本町によります合同立ち入りの現場確認が行われたところでございます。この確認におきましても県から排水処理関係で指摘がございまして、再度の是正が求められております。

このように幾度の勧告、または指示によります是正工事等で開発造成工事は大幅なおくれとなっておりまして、完成期日につきましても現在流動的でございます。本町といたしましても、1日も早い工事完成を開発業者に求めているところでもございます。

企業誘致の可能性でございますけれども、これまでも開発業者や、私どものほうへも問い合わせがございましたが、残念ながら成立には至っておりません。

次に、開発区域の北側に隣接いたします土砂の採取現場でございますが、この場所は、建材会社の資材置き場として、森林伐採届が出されている現場でございます。受理をさせていただいた時点で、他の法令の手続が必要な場合、その手続を行うよう通知も申し添えております。

現場は入口付近に砕石を置き、閉鎖をされている状況でございますが、このことについて確認をいたしましたところ、先ほどご質問がございましたように、砕石は車両等の進入防止を目的に使われているとのことでした。

しかし現地は森林伐採にとどまらず、土砂の採取も行われておりまして、県の土砂採取規制条例に基づく手続も必要となっております。県から伐採や土砂採取の面積の確定が求められておりまして、今後この確定を提出すると、それによりまして、必要な手続がなされるものというふうに思っております。

許可権限は県ではございますが、町からも適切な手続を取られますよう、お話しさせていただきます。

また今後、埋め戻しに当たりましては、一番懸念されます産業廃棄物等の投棄について、県からも十分指導いただくようお願いをしております。県や環境所管課と情報共有や連絡を取りまして、監視を行ってまいりたいというふうに思っております。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） 私の通告は、土地区画整理事業の成立のいかんの可能性を問うて、それに対して町長の人口増というものを質問するつもりでございましたが、答弁が逆になりましたもので、予定どおり、再質問は頭のほうから質問させていただきます。

先ほど建設部長のほうから説明がございました1つ目の土地区画整理事業、るる説明されましたが、現状の計画としては計画の実施の可能性は薄い、ないというふうに判断してよろしゅうございますか。

答弁願ひます。

議長（山本 陽一郎君） 水谷建設部長。

建設部長（水谷 史郎君） 先ほどもご答弁させていただきましたように、現時点では状況を考えますと、十分に検討する材料が多いということでございますので、将来的にそのような好機がございましたら、現在調査は済んでおりますので、温めてまいりたいというふうに考えております。現時点ではそのような考えをしております。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） ということは、この内容に関しては質問は避けなくてはなりません、しつこくご質問させていただきますが、私の手元にあります土地区画整理事業調査、また計画におきましては、2008年7月ですから、まだ新しい計画です。その1番最初に第4次総合計画とも絡むわけでございます。その中に基本構想の目標年次である平成22年度の将来人口、おおむね3万人とすると。先ほどの町長の答弁と一緒にするわけでございます。この3万人というのが、また後で町長に質問させていただきますが、これも不可能ということになってきます。

今一番東員町で人口増を図る区画整理事業というのが、一番ネックであったにもかかわらず、挫折をせざるを得ないということに関しては非常に残念であります、計画の倒れよりも、私はそれに伴う人口増ができないということに関しては非常に落胆を持つとともに、町政の計画が余りにも夢物語ではなかったかというものに関しまして、2008年、この計画倒れに関して、町長はどういうふうにお考えでございますか。町長の答弁をお願いします。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

区画整理事業ということでございます。しかもその土地は農地でございます。非常に社会情勢と申しますか、食料の関係等も、農地を守るという方向も出てきておりますので、人口増ということから見ますと、非常に厳しいのですけど、市街化区域の中で、まだまだ宅地化をしていかななくてはならない部分もございまして、そ

の辺をきちっと整備をしながら、人口増加を図っていく以外ないと思ってますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） この土地区画整理事業に関しては、私も実際、携わったのは昨年かおとしですか、都市計画審議会の委員になった時に多少教わりながら、また勉強したわけでございますが、非常に残念な結果だというふうに思っております。

大きなネックは先ほど言いましたように景気、その他いろんな財政とかいうものがあると思いますが、これを一番邪魔しているのは都市計画道路が大きなネックになってくるだろうと思います。

そういう意味におきまして、通告にはございませんが、東員町にある桑名市とつながっております都市計画道路、これは早い見直しをしていただいて、こういうものが障害にならないように、今後桑名市等とも協議をしていただいて、これもまた再現できるように祈っております。都市計画道路の変更を、ここだけではなくて、いろんなところで邪魔になっております。その見直し等をやっていただくように、追加のお願いとして、この場をおかりして、要望としてご提案をさせていただきます。

2つ目のハイブリットパーク、これは本当に私も近くに住んでおります関係上、住民の方からいろんな質問があり、答えるのは、わかりませんという言葉しか出ないわけです。

ところが最近、東員病院の下りといいますが、停留所のところから進入道路をつくっております。だけどまだ産業廃棄物たるガラとか伐採した木などが要所に放置されている。あれもどうするんだろうかというものがありますが、これが最初にいただいた当初の図面ですね。（藤田議員図面を示す）皆さん方もお持ちだと思えます。これでいくと4区画をするという当初の計画だったわけですね。それが今もう1枚版、専門用語で言いますと4枚の版と言うんですが、これが1枚版になって、これを先ほど答弁の聞き漏らしがあったかと思いますが、4枚にするということは不可能だと思うんです。土木事業からいきますと。

どういう是正でやられるか知りませんが、3月に私がこの質問をさせていただいた時には、3月じゅうに保安林を傷めたところの復旧をする。そして計画どおりの工事を7月じゅうにしますという答弁をいただいたと確信しております。それがこの7月には、とてもじゃないけどできない。再質問になろうかと思いますが、本当にこのままの状況でいいのか。

もう1つは、それに連携してます道路です。これが都市計画道路の構造に合わせる。要するに9メートル道路にして、7メートルの車道と2メートルの歩道をつく

るといふことも、今物すごく道路も傷んでおります。桑名市と東員町の境もございまして、その管理もいろいろ大変でしょうけども、今本当にガタガタでございます。

なぜならば、先ほど言いました北側から採取しているダンプがバンバン通った。そしてカーブだ。どうしてもカーブ付近で非常に傷んでいる。その修正もなされていない。ということが、今このハイブリットパークのために、道路も傷んできているということでございます。

県が許可を出すんだからではなくて、申請先は東員町でございます。そして東員町地内を開発しているわけでございますから、県とか町とかではなくて、これは東員町の土地であるという意味において、さらなる管理を強く要望したいのでございますが、それに関して今後の対策をさらに再質問させていただきたいと思っておりますが、どういふふうなお考えでしょうか。

議長（山本 陽一郎君） 水谷建設部長。

建設部長（水谷 史郎君） 前回にもご質問をいただいて、ご答弁をさせていただいておりますけども、まず冒頭にございましたように、先ほどの区画整理に伴います都市計画道路のご意見、ご指摘でございます。

ご指摘にございましたとおりでございます。ただ、都市計画道路は都市区画整理の中で対応を図るといふのがセオリーでございます。私どものほうで検討する中で経緯を申しますと、ご存じのことと思っておりますけども、あの都市計画道路を今の方線上に計画していこうと思うと、どうしても踏み切りの高架が問題となってまいります。ですから、この高架に多額の費用を要するために、私どもといたしましても、区画整理と合わせて、三岐鉄道の駐車場が整備なされました。それと整合性を取らせるために、踏み切りを都市計画道路の幅員に合わせたような形で、今度見直す段階では、平面交差が可能になるような対応を図るために、区画整理とは別にそれぞれ努力もしてまいります。そうすることによって、今後対応を図った場合についてのコストが随分違うということから、るる目的に向かって、できることはしようということやっております。

それと都市計画道路の見直しについても、今年度からこの道路に限らず、先ほどお話がございました道路についても、やはり現実に即したような形で着手をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご意見をお願い申し上げたいと思ます。

ハイブリットパークでございますけども、7月、以前は4月、先ほどの区画は4区画であるというご指摘もいただきました。そのとおりでございます。区画整理の開発許可が下りているのは、お持ちの図面のとおりでございます。

現在やっておりますのは進入口でございます。現地を見ますと、4区画ではなくて、見る限り一枚宅盤のような形に現在姿をあらわしております。これについて、本来であれば変更という対応が図れるわけでございますけども、もう変更の余地は

ございません。法律が切れております。ご存じのように、最終的な開発許可でございました。したがって、業者がこの計画を完成させるためには、宅盤の高さは別としても、形状的には許可のあった形で仕上げる必要があると思います。そういうことで指導をさせていただいております。

コンクリートの産業廃棄物の疑いでございますけども、これについての環境所管課のほうから開発業者を呼んで、いろいろ事情を聞いております。現場の発生録という形で回答をいただいておりますけども、十分注視をしていく必要があるということで、タイアップしてまいりたいと思いますので、お願い申し上げたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤田議員。

8番（藤田 興一君） とにかく乱開発で放置されているということを肝に銘じて、厳しい指導等に臨んでいただきたい。県と協力してやっていただきたいと強く思います。

最後に町長に人口増に関して、時間の関係もありますが、質問させていただきます。

私事で申しわけないのですが、先月末に朝一番、城山3丁目から名古屋行きの5時51分発のバスに乗った時に、城山ですから笹尾からずっと回って、乗っていたのが7人ぐらいでした。ところが大山田に行ったら、補助席も使うぐらいの非常な人の多さに私びっくりしたわけでございます。

それをかんがみますと、確かに大山田にはひだまりの丘とか、いろいろなものができましたから、人口増は東員町の足元にも及ばない、増加の進捗率でございます。それを見ますと、昔は名古屋方面の仕事の方が非常に多かった。ところがやはり今、高齢化でありましょうか、笹尾、城山を抜けてきても、朝一番、5時51分という非常に早い時間でございましたけども、7～8人しか乗っていない。ところが大山田に行くとも補助席も使わないといけない。

そこにまず私一番感じたのは人口の増、これはやはり桑名市はどんどんできておるなど。まだひだまりからバスが出てるかどうかわかりません。高速が出てるか知りませんが、多分、ひだまりからは出てないと思います。

そういうことから、バスに乗っただけでも感じることは、人の流れというものが物すごく変わったなど。前は名古屋方面への勤め人が6割と言われていたのが、本当に今そうだろうかというふうに感じる次第でございます。

ということから、先ほど町長より、人口増に関して、土地区画整理事業の計画は非常に困難を伴っておるということで、残念な報告があるわけでございまして、町長は、るる人口増に関していろんなことを述べておられました。しかし、定住促進とか空き地空き家バンクに関しての効果はいまいちだと思えますし、出生祝いとか

入学祝いというのは、果たして人口増と関係するのか、それは違うのではないかと思います。

ということで、今、町長いろんなことで述べておられましたが、まず3万人ということに関しての達成は、私は不可能と思います。第5次計画にどういうふうにお取り組みになっておられるか知りませんが、3万人というラインは消されたらどうでしょうか。また再度3万人でやられるのか。その辺の町長の人口増の数を再度お聞きしたいというふうに思ってます。

もう時間ありませんから、簡単に答弁をお願いします。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えさせていただきます。

第4次総合計画は平成12年ですか、あくまで将来人口想定でございますので、それがどうしてもというものでもなく、希望的な部分もございますし、何とか人口をそこまで持っていきたい。市街化区域も線引きされておる中で、行政としての目標というんですか、あくまで目標ですので、その辺はご理解をいただきたいと思えます。

5次は実態に合わせておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

8番（藤田 興一君） これで質問を終わります。

ありがとうございました。